

使用料の算定基準

許可行為の内容に応じて、使用料を徴収します。行為の内容が複数の行為に該当する場合は、それぞれの使用料を適用します。なお、使用料は公園ごとに徴収します。

1 行為の種類による使用料（条例別表第3）

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為 30円/㎡・日
- (2) 業としての写真撮影 600円/台・日
- (3) 業としての映画の撮影 14,600円/日
- (4) 興行 30円/㎡・日
- (5) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し 15円/㎡・日（※）

※使用者が入場料その他これに類する料金を徴収するとき又は物品の販売その他の営業行為を伴うときの使用料の額は、30円/㎡・日。

- (6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為 市長が定める額

2 使用料の単位の考え方

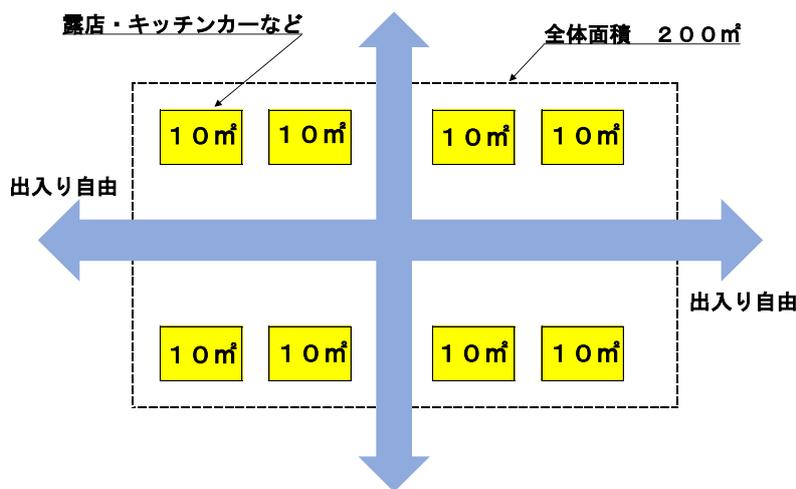
(1) 面積

原則、申請面積とします。なお、各公園や公園施設の面積については、都市公園一覧を参照して下さい。

① お祭り・イベントなどの面積について

お祭りやイベントなど一定の広さの中で実施する行為において、会場内を誰でも自由に入出りできるような場合、露店などの設置場所の面積のみ使用料を徴収します。

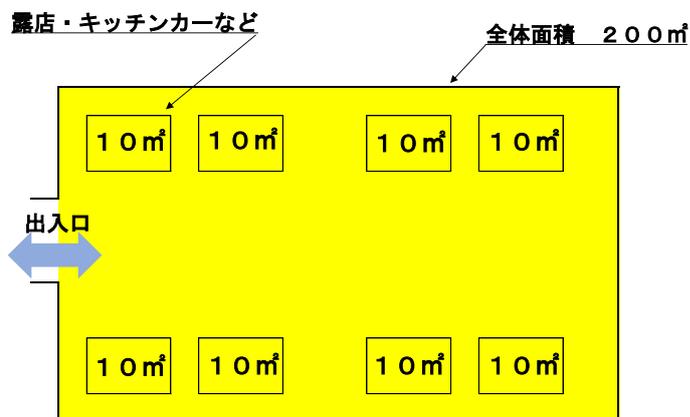
（下図参照）



使用料 $80\text{m}^2 \times 30\text{円} = 2,400\text{円/日}$

図：会場内を自由に出入りできる場合の使用料算定例

一方、会場に出入り口を設け、自由に出入りできない、又は参加者を限定するイベントを行う場合は、そのエリア全体の面積で使用料を算定します。（下図参照）

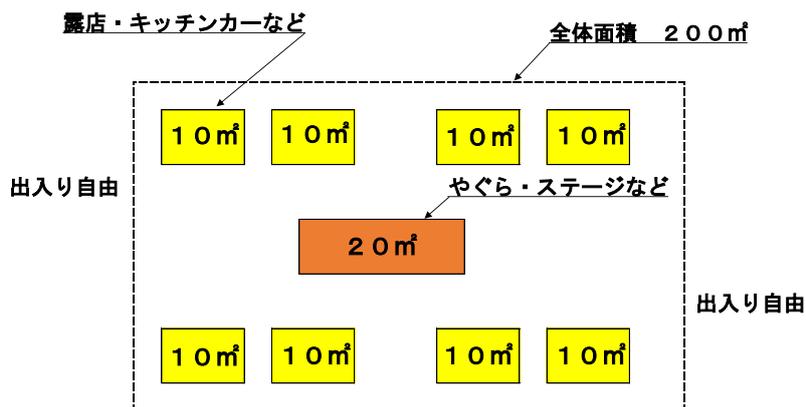


使用料 $200\text{m}^2 \times 30\text{円} = 6,000\text{円/日}$

図：会場内への出入りを制限する場合の使用料算定例

また、行為に伴い会場内に仮設工作物（※）を設置する場合については、別途「公園占用許可申請書」の提出及び占用料（44円/㎡・日）の徴収が必要となります。

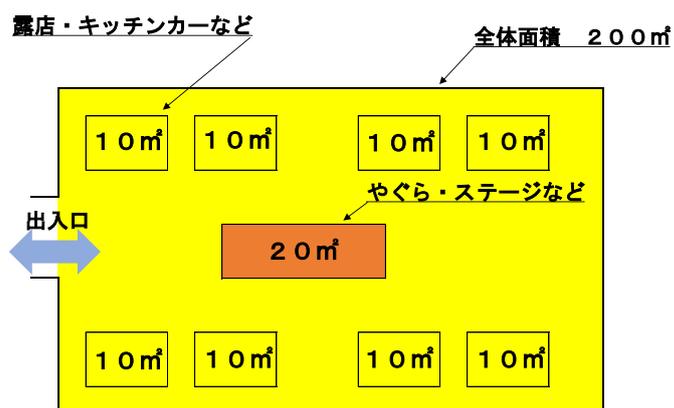
※仮設工作物…トラッククレーン等を用いて設置し、大規模で容易に移設や撤去が行えないもの（人力により30分程度で設置・移設・撤去が行える簡易なものについては仮設工作物に該当しないため、占用許可申請は不要です。）



使用料 $80\text{m}^2 \times 30\text{円} = 2,400\text{円}/\text{日}$

占用料 $20\text{m}^2 \times 44\text{円} = 880\text{円}/\text{日}$

図：会場内（出入り自由）に仮設工作物を設置する場合の使用料・占用料算定例



使用料 $(200\text{m}^2 - 20\text{m}^2) \times 30\text{円} = 5,400\text{円}/\text{日}$

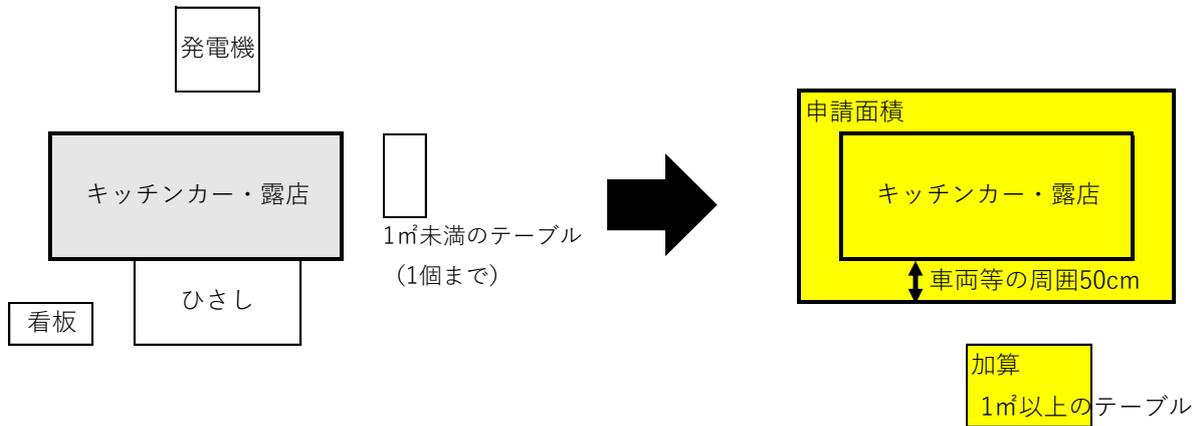
占用料 $20\text{m}^2 \times 44\text{円} = 880\text{円}/\text{日}$

図：会場内（出入り制限）に仮設工作物を設置する場合の使用料・占用料算定例

② キッチンカー及び露店の面積について

お祭りやイベントなどで出店するものを除く、キッチンカーや露店の単独出店における申請面積の算定については、看板やひさしなど付属物に関する面積計算の煩雑化を避けるため、車両及びテントの前後左右のサイズにそれぞれ50cmを加えて算定するものとします。これにより、看板・ひさし・発電機・面積が1㎡未満の販売用テーブル（1個まで）等は、車両及びテントの周囲50cmに全て含まれるものとします。ただ

し、別途テントや1㎡以上のテーブルなどを設置する場合は、申請面積に別途加算するものとします。（下図参照）なお、面積計算上の1㎡未満の端数は、原則、小数点以下を切り上げて計算するものとします。



図：キッチンカー・露店の申請面積イメージ

(2) 台

写真や動画の撮影に使用するカメラの台数とします。